

頁	行	訂正前	訂正後
帯		統治法の中核	統治法の中軸
袖		矢切努	矢切努
iii	後から二行目	テツサ・モーリス・スズキ	テツサ・モーリス・スズキ
四	後から四行目	焦点をとし	焦点とし
六	後から六行目	日本近代国家の	日本近代国家の
一二	後から三行目	「沖縄県地方制度近代化の過程 奈良県県政	「沖縄県地方制度近代化の道程 奈良県県政
一四	前から六行目	重視して考慮	重視して考察
二二	後から三行目	一九〇九〔明治四二年〕年	一九〇九年
〃	後から二行目	一九一〇〔明治四三年〕年	一九一〇年
一一	後から三行目	一九〇九〔明治四二年〕年	一九〇九年
〃	後から二行目	一九一〇〔明治四三年〕年	一九一〇年
二二	前から九行目	比較的少数ニシテ	比較的少数(内地人二三〇人、朝鮮人二二六人―本書、二二三頁参照―山中注)ニシテ
二二六	後から六行目	人道知事がいた	人たち(人道知事を含む)がいた
三三〇	後から三行目	六月二〇日から	六月二〇日から
四二八	後から四〜三行目	警部警部補	警部、警部補
四三〇	前から二行目	街庄統治についてののみ	街庄統治を中心に
四三三	後から八行目	市協議会員は	市・街庄協議会員は
四四〇	前から六行目	企図したものであった。	企図した。
四五三	前から八行目	バーデン、バーデン	バーデン、バーデン
五一四	後から一行目	以テ其運営ヲ	以テ其運営ヲ
六三三	前から九行目	道会・府会・邑会・面協議会(以下、各議 会と略称する場合がある―山中注)	道会・府会・邑会(以下、各議会と略称する場合がある― 山中注)・面協議会
六八三	前から一三行目	『地方自治制』史学研究	『地方自治制』史学研究
六九五	前から三行目	と言われている。 ⁽⁸⁾	と言われている。 ⁽⁸⁾ しかし、既述したように、台北帝大 などが台湾人上層の教育要求に応じることができ たかは疑わしい(本書三〇八頁)。
七〇〇	前から六行目	水泳、潜艇、航海	水泳、漕艇、航海
七〇三	前から一〇行目	人である。 ⁽³⁷⁾	名である。 ⁽³⁷⁾
七二〇	後から一行目	中心とするものと	中心として考察する中で
七二一	前から一行目	を主とするものに分けて	の動向についても

七六四	前から四行目	提案スルコトシタコトノ	↓	提案スルコトシタシトノ
七九四	後から七行目	「閣議の非公式決定」	↓	「閣議」の「非公式決定」
八〇五	後から七行目	断行する」など、	↓	断行する」などの、
八四三	前から一〇行目	させることが出来ない ⁽¹³⁾ ような	↓	させることが出来ない ⁽¹³⁾ 」ような
八四六	前から八行目	この条項	↓	これらの条項
八四九	前から五行目	彼の言う理由も履歴から判断すると、 彼らの	↓	彼の履歴から判断すると、彼の
九二三	前から九行目	軍部と朝鮮	↓	本国軍部中枢と朝鮮
九二五	後から四行目	内地の軍部や政府の中枢	↓	本国の軍部中枢
九三九	後から一〇行目	田中・同上、同頁。	↓	田中・同上、同頁。 この企画院の意見は、軍部中枢と直結する同院へ出向の陸軍武 官調査官(田中申一)『日本戦争経済秘史』田中申一・日本経済秘 史刊行会、一九七四年、九八頁〜九九頁、永井和『近代日本の軍 部と政治』思文閣出版、一九九三年、二〇〇二年、二二九頁)の 主導によってまとめられたものと考えられる。

※大阪大学出版会 EUP「お客様向け情報」にも訂正表を掲載しております。

